

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	道路・河川管理課
委 託 業 務 名	昇降機予防保全業務その 1（J R 膳所駅南北連絡施設他）
委 託 業 務 場 所	大津市馬場二丁目ほか
概 要	昇降機予防保全業務 一式
契 約 期 間	令和 6 年 7 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 7 月 1 日
契 約 金 額	1 4, 4 3 4, 2 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 草津市矢倉二丁目 4 番 2 3 号 〔名 称〕 三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社 滋賀支店長 遠山 英一
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務は、昇降機保守点検業務（三菱製昇降機の保守点検）を通じて確認された将来的な故障危険箇所に対して、予防保全業務を行うものである。各部品や機械類を、製造業者以外の業者に清掃及び取替をさせた場合、設備の安全機能に支障を及ぼす恐れがある。 また、現在行っている保守点検業務について、過失責任の所在を明確にするため、製造業者を保守点検業者として選定しており、今回の保全業務に関しても、別業者となった場合には、過失責任が不明確となる恐れがある。 以上のことから、業務の確実な履行、安全性の担保及び本業務における瑕疵担保責任を明確にするため、製造業者であり、かつ当該昇降機の保守点検業務業者である三菱製の昇降機に精通した三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社と随意契約を締結するものである。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(様式第 2 号)

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。